

## パブリックコメントの結果公表

- ・政策等の名称

第2次成田市子どもの読書活動推進計画（素案）

- ・意見等の募集期間

令和4年12月15日から令和5年1月15日まで

- ・意見等の件数

7件（1人）

- ・担当課

図書館（電話：0476-27-2000）

## 第2次成田市子どもの読書活動推進計画（素案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>『第6章 具体的な取組 1. 子どもが読書への関心を高める取組の推進 1- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進 取組番号 1-1-1 ブックスタート事業』</p> <p>「ブックスタート」という名称は、日本においてはNPOブックスタートが提唱している「すべての親子に」「個別に親子で絵本を楽しむ重要性を説明して」「ブックスタートパックを手渡しする」事業に使われるものだと認識しています。現在成田市で実施されている事業はこれとは別の乳幼児サービスです。</p> <p>2023（令和5）年度からブックスタート事業を本格実施するにあたり、すべての親子を対象とするために乳幼児健診時に実施するのでしょうか。</p> <p>また、すべてを図書館、子育て支援課、健康増進課の職員だけでできるとは思えませんが、そのための準備やボランティア育成はできているのでしょうか。</p>	<p>2023（令和5）年度から実施するブックスタート事業は、1歳に満たない乳児及びその保護者を対象として実施するため、4か月児赤ちゃん相談の機会を利用して行うよう計画しています。</p> <p>事業の実施に当たりましては、「4か月児赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」の際にご協力いただいているボランティアに継続して協力依頼する予定であり、また、ブックスタート事業のボランティアの養成講座は、継続して実施し、ボランティアの養成を図ってまいります。</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>なお、ブックスタート事業は、図書館利用と子どもの読書環境の市内地域間格差を解消するためにも重要な事業だと思います。</p>	
2	<p>『第2章 成田市子どもの読書活動推進計画の成果と課題 3. 市第1次計画の取組事項の詳細 大区分1-中区分2-細区分4 取組番号 1-7 読み聞かせボランティアを養成する。』</p> <p>『第6章 具体的な取組 1. 子どもが読書への関心を高める取組の推進 1-(2) 地域における子どもの読書活動の推進 取組番号 1-2-13 おはなし会の実施』</p> <p>第1次計画で市立図書館が行っていた取組番号 1-7「読み聞かせボランティアを養成する。」で養成したボランティアの活動先はどこでしょうか。</p> <p>第2次計画の取組番号 1-2-13「おはなし会の実施」は、「保健福祉会館でのボランティアによるおはなし会の定期実施」がありますが、ボランティア養成が活動へつながるような仕組みの確立が必要です。</p>	<p>第1次計画において育成した「読み聞かせボランティア」の活動先としては、「4ヶ月児赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」、「学校訪問おはなし会」、「季節のおはなし会の共同開催」があり、また、小学校等での読み聞かせ等のボランティアの養成講座においては、活動先を特定せずに、読み聞かせ等のボランティアを養成している取組もあります。</p> <p>なお、第2次計画の取組事項については、その実施主体ごとにそれぞれの取組に必要とするボランティアを募集することとしています。</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
3	<p>『第6章 具体的な取組 2. 子どもの読書環境の整備 2- (3)学校等における読書環境の整備 取組番号 2-3-1 学校図書館司書の配置』</p> <p>全国的に公共図書館では児童の利用が減少傾向にある中で、子どもにとって、自分でアクセスできる学校図書館の重要性は高く、市立図書館としてもより一層の学校図書館支援の必要があります。</p> <p>現在成田市立の小・中学校における学校司書の勤務日数は、最大で週4日で、週2日か週3日しか学校司書がない校が多数になっています。学校図書館に毎日学校司書がいることが子ども・教師にとって重要です。実施年度を明確にし、一人の学校司書が週5日勤務できる体制を整えるべきです。</p>	<p>学校図書館司書の雇用・配置につきましては、現在も限られた日数で可能な限り、児童生徒の読書活動の支援に当たっております。</p> <p>学校図書館司書は会計年度任用職員で配置しております。本市の小中義務教育学校で働く会計年度任用職員には多様なニーズに応える多様な職種があり、総合的に判断し、雇用・配置をおこなっております。学校での読書活動を支える学校図書館司書の重要性については、充分に認識しておりますが、学校図書館司書の週5日の勤務体制については、より充実した読書環境を提供するため、限られた財源の中で、最適な人員配置を検討してまいります。</p>
4	<p>『第6章 具体的な取組 2. 子どもの読書環境の整備 2- (3)学校等における読書環境の整備 取組番号 2-3-2 学校図書館資料の整備』</p>	<p>学校図書館の資料を整備する観点については、標準冊数のみならず、昨今の諸課題について、児童生徒が主体的に考察・判断する力を身につけることができるよう、時間の経過とともに古くなった情報の記載のある図書や、汚損や破損により修復不能となった図書については、適宜、廃棄・</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>成田市の小・中学校における資料整備について、学校図書標準の「標準冊数」はほとんどの学校が達成しており、むしろ資料更新とそれに伴う除籍が重要となっています。指標は「標準冊数」ではなく「更新度」のような数字にした方が良いと考えます。</p>	<p>更新を進めていく必要があると考えております。しかし、各校の実態や蔵書の状況も異なることから、更新率を資料整備の指標として数値的な目標を掲げることは難しく、現段階では更新を進めていくことを努力目標として、学校図書館の資料の整備に努めてまいります。</p>
5	<p>『第6章 具体的な取組 3. 家庭、地域、学校等の連携体制の構築 3- (3) 学校等における読書活動推進に係る連携・協力 取組番号 3-3-2 学校図書館司書・司書教諭への研修の実施』</p> <p>司書資格を要件として学校司書採用を実施していることは評価できます。</p> <p>採用される学校図書館司書は、学校図書館・公共図書館の勤務経験があるとは限らず、また、学校司書は一人職場であるためにOJTも難しく、研修内容は重要です。</p> <p>研修開催回数を指標としていますが、年2、3回の研修では実際のスキルの向上は難しいと思います。適切な蔵書構成を構築していくための選書、資料更新・除籍や書架づくり、読み聞かせ、ブックトークなど学校図書館</p>	<p>学校図書館司書に対しての研修は、教育指導課からは採用時の研修と定期的な研修があり、市立図書館からは第2次計画の取組番号 3-3-2 にあるように「学校図書館司書・司書教諭への研修の実施」があります。研修内容については、学校図書館司書、司書教諭からの要望を踏まえたものとしています。</p> <p>頂いたご意見の研修の実施回数についてや、例示していただいたような学校図書館司書の資質向上に効果のある研修内容については、今後研修を進めていく際に参考とさせていただきます。</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>司書としての基本的な資質の向上には、例えば、新規採用時に市立図書館の児童サービス部門で一定期間研修したり、市立図書館の司書が研修で実務を教えたり、学校図書館を訪問しアドバイスしたりする（学校図書館アドバイザーというような役職があると良いと思いますが）など、実務に効果がある施策を求める。</p>	
6	<p>『第6章 具体的な取組 3. 家庭、地域、学校等の連携体制の構築 3- (4) 行政における推進体制の整備 取組番号 3-4-1 子どもの読書活動推進に係る関係者会議の開催』</p> <p>取組番号 3-4-1 の「子どもの読書活動推進に係る関係者会議の開催」で、教育指導課、小学校、中学校など学校教育関係が連携先に挙がっていますが、取組番号 1-1-1 の「ブックスタート事業」では子育て支援課・健康推進課等も挙がっているように、子どもの読書については広く他部署との連携が必要だと思います。1年に1回でも、もっと範囲を広げた連携のための会議を持つ必要はないでしょうか。</p>	<p>第2次計画の取組番号 3-4-1 にあるように「子どもの読書活動推進に係る関係者会議の開催」においては、市立図書館、教育指導課、小中義務教育学校だけでなく、「関係する課」も集まって開催することとしております。</p> <p>子どもの読書活動の推進は、頂いたご意見のとおり市全体で取り組むものであることから、取組番号 3-4-1 の「子どもの読書活動推進に係る関係者会議の開催」に、「関係する課等」も参加する会議であることが分かるように明記します。また、実施に当たっては、学校教育関係の部署と市立図書館だけではなく、全庁的に連携を図っていくための会議となるように留意いたします。</p>

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
7	<p>『第6章 具体的な取組 3. 家庭、地域、学校等の連携体制の構築 3- (4) 行政における推進体制の整備 取組番号 3-4-2 学校間及び市立図書館と小中学校間の配達システムの構築』</p> <p>現在、学校司書は勤務時間内に限らず、自前の車両で市立図書館に団体貸出を行っています。事故時の補償のない状況が黙認されています。学校間を定期的に結ぶ連絡便で図書館資料を運ぶシステムの構築が急務です。</p> <p>市立図書館と学校図書館、また学校図書館相互が直接FAX・メール等でやりとりし、連絡便で資料の貸出・返却を行うシステムを持つ自治体は、県内にも多くあります。「配達システムの構築検討の進捗」は指標になりません。実施年度を決め、それに向けてのタイムスケジュールを提示してください。</p>	<p>現在、本市では、学校間及び市立図書館と小中学校間を定期的に結ぶ配達システムは構築されておりません。子どもの読書環境の向上には、このような配達システムの構築が望れます。</p> <p>現時点でタイムスケジュールを提示することはできませんが、今後、先進自治体を調査・研究し、本市の実情に応じた配達システムを立案するとともに、本市の実施計画に計上した上で、計画的に実現を図ってまいります。</p>